会員規約一部改訂及び特約追加のお知らせ

2019 年 9 月 11 日(水)より以下の通り、会員規約と Web 明細(環境宣言)利用特約の一部 改訂および特約の追加をさせていただきましたので、ご案内申し上げます。

- ※一部のカードは 2019 年 1 月 11 日(金)より変更しております。
- ※一部特約によって条項番号が異なる場合がございます。
- ※下記条項の変更・追加・削除により、各条項内・特約内記載の条項番号が変更となる場合がございます。
- ※一部対象外カードがございます。
- 赤字部分が改定または追加となった箇所です。

【カード会員規約】新旧対照表

改定後 現行 第8条(お支払い方法と費用の負担) 第8条(お支払い方法と費用の負担) **6**カード利用による支払金については、本規約に定め **6**カード利用による支払金については、本規約に定め る方法により算定し、本人会員に請求書にて通知しま る方法により算定し、本人会員に電磁的方法により請 す。本人会員は、当該請求書記載のカード利用による 求明細を提供します。ただし、支払方法が二回払い、 ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング 支払金、残高その他の内容を確認の上、これに異議が ある場合は、毎月月末までに当行に申出るものとしま 払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残 す。当行は、本人会員から当該異議の申出がない限り、 高が請求明細に記載される場合には、本人会員の届出 当該請求書記載の内容が承認されたものとみなしま 住所宛に郵送する方法により請求明細を提供します。 す。 本人会員は、当該請求明細に記載のカード利用による 支払金、残高その他の内容を確認の上、これに異議が ある場合は、毎月月末までに当行に申出るものとしま す。当行は、本人会員から当該異議の申出がない限り、 当該請求明細に記載の内容が承認されたものとみな します。 (新設) **65**における電磁的方法による請求明細の提供方法 は、以下のとおりとします。 分当行は、電磁的方法による請求明細の提供として、 当行所定の日までに当行所定のサーバー内に会員の 請求明細のデータ(ポータブル・ドキュメント・フォ ーマット(PDF)のファイル記録の方式)を記録し、 本人会員が当行所定の Web サイトを通じて当該サー バーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。 回本人会員は、当行所定の Web サイトから請求明細 を閲覧し、その内容を確認するものとします。また本 人会員は、システムメンテナンスによる請求明細の閲 覧の停止、その他の事情により請求明細の確認ができ ない場合があることをあらかじめ承諾するものとし ます。

7 5において当行が電磁的方法により請求明細を提
供している本人会員が、郵送による請求明細の提供を
希望する場合は、当行が別途定める「ご請求明細書の
郵送に関する特約 」を承認のうえ、当行所定の方法
により登録を行うものとします。なお、郵送による請
求明細の提供の中止を希望する場合には当行所定の
方法により当行に申出るものとします。
86において当行が郵送により請求明細を提供して
いる本人会員が、電磁的方法による請求明細の提供を
希望する場合は、当行が別途定める「Web 明細(環境
宣言)利用特約」を承認のうえ、当行所定の方法によ
り利用登録を行うものとします。
③本人会員は、当行による請求明細提供後、郵送によ
る請求明細の提供を希望する場合は、当行が別途定め
る「ご請求明細書の郵送に関する特約」を承認のうえ、
当行所定の方法により申請を行うものとします。
以下現第8条6、7については0、0に変更する】

現行	改定後
第1条(本サービスの内容)	第1条(本サービスの内容)
1.「Web 明細(環境宣言)」(以下、「本サービス」と	「Web 明細(環境宣言)」(以下、「本サービス」と
いいます)は、株式会社イオン銀行(以下、「当行」	いいます)は、株式会社イオン銀行(以下、「当行」
といいます) が発行したクレジットカード (一部のカ	といいます)が発行したクレジットカード(一部のカ
ード、法人カードを除きます)保有者(以下、「会員」	ード <mark>を除きます</mark>)保有者(以下、「本人会員」といい
といいます)に対し、当行発行のクレジットカード利	ます) に対し、カード利用にかかる請求明細(割賦販
用にかかる毎月のご請求明細書を、郵送による方法に	売法に基づき交付される書面に限るものとし、以下
代えて本特約で定める方法により通知するサービス	「請求明細」といいます)が郵送により提供される場
をいいます。	合(支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナ
	ス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショ
	ッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される
	場合)に、当該請求明細を本利用特約で定める電磁的
	方法により提供するサービスをいいます。
2. 本サービスは、当行の業務委託を受け、イオンク	削除
レジットサービス株式会社(以下、「イオンクレジッ	
ト」といいます)が提供します。	
第2条(本サービスの利用)	第2条(本サービスの利用)
1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承	●本サービスの利用を希望する本人会員は、本利用特
認したうえで、イオンクレジット所定の方法により本	約を承認したうえで、 <mark>当行</mark> 所定の方法により本サービ
サービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了	スの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した場
した場合に、会員は本サービスを利用することができ	合に、本人会員は本サービスを利用することができる
るものとします。	ものとします。
2. イオンクレジットは、利用登録が完了した場合、	2 当行は、利用登録が完了した場合、速やかに本人
速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛て	会員が届け出た電子メールアドレスまたは携帯電話
て、その旨を通知する電子メールを配信します。	番号等(以下、これらを総称して「電子メールアドレ
	ス等」といいます。)に宛てて、その旨を通知する電
	子メール、ショートメッセージサービスまたはその他
	電磁的な方法によるメッセージ(以下、これらを総称
	して「電子メール等」といいます。)を配信します。
3. 本サービスの提供は、会員がパソコンによってイ	❸本サービスの提供は、本人会員がパソコン等によっ
ンターネットに接続することができ、かつイオンクレ	てインターネットに接続することができ、かつ <mark>当行</mark> か
ジットからの電子メールを受信できる環境を整えて	らの電子メール <mark>等</mark> を受信できる環境を整えているこ
いることを前提とします。	とを前提とします。
第3条(電磁的方法)	第3条(電磁的方法)
1. イオンクレジットは、電磁的方法によるご請求明	❶当行は、電磁的方法による請求明細の提供として、
細書の提供として、イオンクレジット所定の日までに	当行所定の日までに当行所定のサーバー内に本人会
イオンクレジットのサーバー内に会員のご請求明細	員の請求明細のデータを記録し、本人会員が当行所定

書データを記録し、会員が Web サイトを通じてイオ の Web サイトを通じて<mark>当該</mark>サーバーにアクセスする

ンクレジットのサーバーにアクセスする方法で閲覧 方法で閲覧できるようにします。 できるようにします。 2. 会員は、前項により提供されたご請求明細書を、 ②本人会員は、前項の請求明細を、当行所定の方法に イオンクレジット所定の方法により、会員の使用にか より、本人会員の使用にかかるパソコン等に記録する かるパソコンに備えられたファイルに記録するもの ものとします。 とします。 第4条 (ファイルへの記録方式) 第4条(ファイルへの記録方式) イオンクレジットは、ポータブル・ドキュメント・フ 当行は、ポータブル・ドキュメント・フォーマット オーマット (PDF) のファイル記録の方式でご請求明 (PDF) のファイル記録の方式で請求明細を本人会員 細書を会員に提供します。 に提供します。 第5条(カード利用代金明細書の通知方法) 第5条 (請求明細の通知方法) 1. イオンクレジットは、原則として毎月19日以降 ●当行は、原則として毎月19日以降に本人会員が届 に会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、確定 け出た電子メールアドレス等に宛てて、請求明細を当 したご請求明細書をイオンクレジットのサーバーに 行所定のサーバーに記録した旨を通知する電子メー ル等を配信します。会員は、当該電子メール等を受領 記録した旨を通知する電子メールを配信します。 会 員は、当該電子メールを受領後ただちに、当該電子メ 後ただちに、当該電子メール等にて指定された Web ールにて指定された Web サイトからご請求明細書を サイトから請求明細を閲覧し、その内容を確認すると ともに本人会員の使用にかかるパソコン等に記録す 閲覧し、その内容を確認するものとします。また会員 は、システムメンテナンスによる本サービスの停止・ るものとします。また本人会員は、システムメンテナ ンスによる本サービスの停止・その他の事情により請 その他の事情によりご請求明細書の確認ができない 場合があることを予め了承するものとします。 求明細の確認ができない場合があることをあらかじ め承諾するものとします。 ②本人会員が本サービスを利用する期間中は、当行は 2. 会員が本サービスを利用する期間中は、当行は原 原則として本人会員への請求明細の郵送を停止しま 則として会員へのご請求明細書の郵送を停止します。 第6条(電子メールアドレス) 第6条(電子メールアドレス等) 1. 会員は、当行およびイオンクレジットに届け出た ●本人会員は、当行に届け出た電子メールアドレス等 電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞な の変更を行った場合には、遅滞なく当行所定のホーム くイオンクレジットのホームページのサービスメニ ページのサービスメニューから変更の手続きを行う ューから変更の手続きを行うものとします。 ものとします。 2. 会員は、イオンクレジットから会員に宛てた電子 ②本人会員は、当行から本人会員に宛てた電子メール メールが不着であるとの通知をイオンクレジットか 等が不着であるとの通知を当行から受けた場合には、 ら受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メー 遅滞なく登録されている電子メールアドレス等の確 ルアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続き 認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとし を行うものとします。 ます。 第7条(本サービス利用に必要な情報通信技術の種類 第7条(本サービス利用に必要な情報通信技術の種類 および内容) および内容) 本サービスの利用に関わる Web 閲覧用ソフトウェア 本サービスの利用に関わる Web 閲覧用ソフトウェア (ブラウザ) 等のサービス利用環境は、イオンクレジ (ブラウザ) 等のサービス利用環境は、当行所定のホ ットのホームページにて指定するものとします。 ームページにて指定するものとします。

第8条(本利用特約の適用および変更)

第8条(本利用特約の適用および変更)

イオンクレジットは、イオンクレジットが適当と判断 する方法で会員に通知することにより、本特約を変更 できるものとします。なお、イオンクレジットが変更 内容を通知した後、会員が本サービスを利用した場合、変更内容が承認されたものとします。

- 1当行は、次のいずれかに該当する場合には、次項に 定める方法により、本利用特約を変更することができ ます。
- ②変更の内容が本人会員の一般の利益に適合すると き。
- 回変更の内容が本利用特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- ②前項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生 日を定めた上で、本利用特約を変更する旨、変更後の 内容及び効力発生日を当行ホームページにおいて公 表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周 知します。
- 3 当行は、本条 1 および 2 に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含む。)により周知した上で、本利用特約の変更手続を行うことができます。この場合には、本人会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本利用特約が変更されます。

第9条(本サービスの利用の中止等)

第9条(本サービスの利用の中止等)

- 1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、イオンクレジット所定の方法により手続きを行うものとし、中止手続きが完了した場合、イオンクレジットは速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。中止後は、当行は当該会員へご請求明細書を郵送します。
- ●本人会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当行所定の方法により手続きを行うものとし、中止手続きが完了した場合、当行は速やかに本人会員が届け出た電子メールアドレス等に宛てて、その旨を通知する電子メール等を配信します。中止後は、当行は当該本人会員へ請求明細を郵送します。
- 2. 会員は、イオンクレジット所定のサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、速やかに本サービスの利用を中止するものとします。
- ②本人会員は、当行所定のサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、速やかに本サービスの利用を中止するものとします。
- 3. 会員が当行の発行するクレジットカードを脱会した場合、その他理由の如何に関わらずクレジットカード会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。
- ❸本人会員がカードを脱会した場合、その他理由の如何に関わらず会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。

- 4. 前 2 項に規定する他、以下のいずれかの事由に 該当したときは、イオンクレジットは当該会員に通知 することなく本サービスの提供を中止することがで きるものとします。
- a . イオンクレジットが会員に宛てて配信した電子 メールが不着となったとき
- b. その他、当行がご請求明細書の送付が必要と判断したとき

4前2項に規定する他、以下のいずれかの事由に該当したときは、当行は当該本人会員に通知することなく本サービスの提供を中止することができるものとします。

①当行が本人会員に宛てて配信した電子メール等が 不着となったとき

回その他、当行が請求明細の<mark>郵送が</mark>必要と判断したと き

附則

本規約は、イオンクレジットサービス株式会社が発行するご請求明細書を、郵送による方法に代えて本特約で定める方法により通知するサービスにも適用します。

附則

本利用特約は、イオンクレジットサービス株式会社が発行する請求明細を、郵送による方法に代えて本利用特約で定める方法により通知するサービスにも適用します。

【ご請求明細書の郵送に関する特約】

新規制定

第1条(適用)

本特約は、当行が発行したカード(以下、「本カード」といいます)の本人会員に適用されます。

第2条(発行手数料)

本カードの会員規約第8条**⑦**および**⑨**に基づき当行が本人会員に請求明細を郵送により提供した場合、本人会員は、以下のいずれかに該当する場合を除き、当行所定の手数料を、本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。

- ①キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合
- 回支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合
- 〇〇〇のほか当行が特に認める場合

第3条(本特約の適用および変更)

- ●当行は、次のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本特約を変更することができます。 ①変更の内容が本人会員の一般の利益に適合するとき。
- 回変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る 事情に照らし、合理的なものであるとき。
- ❷前項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。
- ③当行は、**①**および**②**に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含む。)により周知した上で、本特約の変更手続を行うことができます。この場合には、本人会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されます。